

大阪市告示第976号

令和 6 年大阪市告示第 749 号（災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び取消し）の一部を次のように訂正する。

令和 6 年 7 月 12 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、訂正後欄に掲げる対象規定を加える。

訂正後	訂正前																
〔取消し〕 指定緊急避難場所（津波避難施設） <table><tr><td>施設名</td><td>所在地</td></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>〔削る〕</td><td></td></tr></table> <u>指定緊急避難所（福祉避難所）</u> <table><tr><td><u>施設名</u></td><td><u>所在地</u></td></tr><tr><td><u>就労移行支援事業所 きょうばし</u></td><td><u>都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号</u></td></tr></table>	施設名	所在地	〔略〕		〔削る〕		<u>施設名</u>	<u>所在地</u>	<u>就労移行支援事業所 きょうばし</u>	<u>都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号</u>	〔取消し〕 指定緊急避難場所（津波避難施設） <table><tr><td>施設名</td><td>所在地</td></tr><tr><td colspan="2">〔同左〕</td></tr><tr><td><u>就労移行支援事業所 きょうばし</u></td><td>都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号</td></tr></table> 〔新設〕	施設名	所在地	〔同左〕		<u>就労移行支援事業所 きょうばし</u>	都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号
施設名	所在地																
〔略〕																	
〔削る〕																	
<u>施設名</u>	<u>所在地</u>																
<u>就労移行支援事業所 きょうばし</u>	<u>都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号</u>																
施設名	所在地																
〔同左〕																	
<u>就労移行支援事業所 きょうばし</u>	都島区東野田町 5 丁目 5 番 1 号																
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。																	

（危機管理室危機管理課）